

令和元年第2回糸魚川市議会臨時会会議録 第1号

令和元年5月21日（火曜日）

議事日程第1号

令和元年5月21日（火曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 糸魚川市駅北大火復興対策について
- 日程第6 交通対策について
- 日程第7 議案第45号から同第47号まで
- 日程第8 議案第48号
- 日程第9 議案第49号
- 日程第10 議案第50号
- 日程第11 常任委員会委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第13 発議第1号
- 日程第14 閉会中の所管事項調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 所管事項調査について
- 日程第5 糸魚川市駅北大火復興対策について
- 日程第6 交通対策について
- 日程第7 議案第45号から同第47号まで
- 日程第8 議案第48号
- 日程第9 議案第49号
- 日程第10 議案第50号
- 追加日程第1 議長 の 辞職許可について
- 追加日程第2 議長 選挙

- 追加日程第3 副議長の辞職許可について  
 追加日程第4 副議長選挙  
 日程第11 常任委員会委員の選任について  
 日程第12 議会運営委員会委員の選任について  
 日程第13 発議第1号  
 日程第14 閉会中の所管事項調査について  
 追加日程第5 議席の一部変更について

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 1番  | 平澤惣一郎君  | 2番  | 東野恭行君 |
| 3番  | 山本剛君    | 4番  | 吉川慶一君 |
| 5番  | 五十嵐健一郎君 | 6番  | 滝川正義君 |
| 7番  | 佐藤孝君    | 8番  | 新保峰孝君 |
| 9番  | 田原実君    | 10番 | 保坂悟君  |
| 11番 | 笠原幸江君   | 12番 | 斉木勇君  |
| 13番 | 中村実君    | 14番 | 大滝豊君  |
| 15番 | 田中立一君   | 16番 | 古川昇君  |
| 17番 | 渡辺重雄君   | 18番 | 松尾徹郎君 |
| 19番 | 高澤公君    | 20番 | 吉岡静夫君 |

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 市長     | 米田徹君   | 副市長    | 藤田年明君  |
| 総務部長   | 山本将世君  | 市民部長   | 五十嵐久英君 |
| 産業部長   | 見辺太君   | 総務課長   | 渡辺成剛君  |
| 企画定住課長 | 渡辺孝志君  | 財政課長   | 大沢喜昭君  |
| 能生事務所長 | 土田昭一君  | 青海事務所長 | 穂苅真君   |
| 市民課長   | 小林正広君  | 環境生活課長 | 高野一夫君  |
| 福祉事務所長 | 川合三喜八君 | 健康増進課長 | 池田隆君   |
| 商工観光課長 | 大嶋利幸君  | 農林水産課長 | 猪又悦朗君  |
| 建設課長   | 五十嵐博文君 | 復興推進課長 | 斉藤喜代志君 |

|                        |          |                                     |         |
|------------------------|----------|-------------------------------------|---------|
| 会計課長<br>会計管理者兼務        | 山口 和美 君  | ガス水道局長                              | 樋口 昭人 君 |
| 消防長                    | 丸山 幸三 君  | 教育長                                 | 井川 賢一 君 |
| 教育次長                   | 磯野 茂 君   | 教育委員会子ども課長                          | 磯野 豊 君  |
| 教育委員会子ども教育課長           | 泉 豊 君    | 教育委員会生涯学習課長<br>中央公民館長兼務<br>市民図書館長兼務 | 小島 治夫 君 |
| 教育委員会文化振興課長<br>市民会館長兼務 | 伊藤 章一郎 君 | 監査委員事務局長                            | 渡辺 一彦 君 |

〈事務局出席職員〉

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 松木 靖 君  | 次 長 | 山川 直樹 君 |
| 係 長 | 上野 一樹 君 |     |         |

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより令和元年第2回糸魚川市議会臨時会を開会いたします。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、田原 実議員、19番、高澤 公議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月14日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

去る4月15日及び5月14日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

本日招集されました令和元年第2回市議会臨時会の提出議案につきましては、お手元配付の議案書のとおり、専決処分の承認を求めることについて5件、監査委員の選任について1件の計6件であります。

協議の結果、これら議案につきまして、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただくことで委員会の意見の一致を見ております。

次に、委員長報告について申し上げます。

委員長報告につきましては、市民厚生常任委員長から閉会中の所管事項調査についての報告をしたい旨の申し出があり、また、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員長、交通対策特別委員長から結審報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これら2件を日程事項といたしました。

次に、議員発議として、発議第1号、特別委員会設置について、本日の日程事項とし、即決にてご審議いただくことといたしました。

なお、会期及び日程につきましては、本日1日とし、日程につきましては、お手元配付の日程表のとおりであります。

続きまして、議会基本条例検証結果の主な内容についてご報告いたしますが、その前に委員会開催中にオブザーバー発言等に対し、私自身、不適切な言動があったことに対しまして深く反省し、改めましておわび申し上げます。

それでは、検証結果についてご報告いたします。

去る2月5日、2月18日、2月28日に議会運営委員会を開き、4月15日に最終確認を行っております。

また、議会運営委員会での最終結果をもとに5月14日の全員協議会で出ましたご意見も含め、ご報告いたします。

初めに、前文及び第1章、総則については、これまでどおり取り組むとしていきます。

また、第2章の第5条、議員の活動原則の中で、自由討議については現在のところ不十分であり、今後、全員協議会、常任委員会等で会議の進め方についても検討する必要があるとしています。また、議員活動として、一部団体及び地域の利害得失ではなく、公平に取り扱うよう今後とも十分注意して活動するとの意見が出ております。

次に、第6条、会派では、会派代表者会議の有効活用について指摘があり、また、議長は公平・中立の立場から、所属会派の意向にとらわれてはならないとの意見が出ております。これにつきましては、糸魚川市議会会議規則、先例申合わせ事項にはっきりと明記するよう、次回議会運営委員会へ申し送り事項として取り扱うことといたしました。

続きまして、第3章、市民との関係については、第7条、市民参加及び市民との連携において、意見交換会実施について、議会全体として、より具体的かつ実施する方向で前向きに検討すべきで

あるとの意見であります。

また、第4章、市長との関係については、第10条、監視及び評価について、新たな取り組みを検討するとして、決算審査特別委員会設置について、今年度実施する方向で進めるとの意見でありますことから、次回、議会運営委員会へ申し送ることといたしました。

次に、第5章、自由討議による合意形成については、第12条、活発な自由討議による合意形成については、自由討議のやり方、運営方法について検討する必要があるとしています。

また、第7章、議会運営及び体制については、第14条、委員会等の適切な運営において、必要に応じ、委員会独自の取り組みもあってもよい。また、委員会判断で行政側へ委員会開催を働きかけることも必要であるとの意見が出ております。

加えて第16条、議会図書室の充実については、今後、必要に応じて予算要求も検討すべきであるとの意見であります。

また、第18条、調査機能の充実については、必要があると認められるときは、学識経験者を活用できる制度があり、取り組む必要があるとの意見が出ております。

続きまして、第8章、第20条、議員定数については、早期に検討委員会を設置し、検討するとの意見であり、これにつきましても次回、議会運営委員会へ申し送りいたします。また、若者や女性からも議会へ参画しやすい環境整備が必要であるとの意見があり、検討する必要があります。

次に、第22条、議員の政治倫理については、現在、政治倫理条例について継続協議となっておりますが、議論を重ね、検討すべきであるとの意見であります。

最後に、第9章、補則については、近年、東北大震災を初め、大規模災害が頻発しております。これら大規模災害時における議会及び議員の対応マニュアルが必要と思われます。したがって、追加条文として、業務継続計画に関する条文を検討し、詳細につきましては、今後、先進地の内容を精査しながら検討する必要があるとの意見であります。

雑駁ではありますが、主な点についてご報告いたしました。これら検証結果を次回設置される議会運営委員会へ申し送り事項といたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

### 日程第3．行政報告

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

令和元年第2回市議会臨時会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議会の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

「令和」という新たな時代の初めての議会ということで、改めて身の引き締まる思いであり、市長の責務を全うしていきたいと思っておりますので、議会並びに議員の皆様にも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、専決処分の承認など6件の議案について、ご審議をお願いしたいものでありますが、この機会に3点についてご報告申し上げます。

最初に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の事業化についてご報告申し上げます。

本道路は、新潟・長野両県の沿線住民の悲願の道であり、長年にわたり官民一体となって早期実現に向けた要望活動やさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、国の今年度予算におきまして、新潟県ルートのうち、山本から上刈間について「松糸・今井道路」といたしまして事業化が決定いたしました。今後は、今回の事業化決定を弾みとして、市議会を初め関係する皆様方との連携を密にしながら、地域の念願である本道路の一日も早い着工に向け、さらなる取り組みを進めてまいります。

2点目に、駅北復興住宅の入居完了及び被災者の生活再建状況についてご報告申し上げます。

整備を進めてまいりました駅北復興住宅につきましては、3月29日に工事が完了し、4月9日に竣工式をとり行ったところでございます。

被災者の皆様からは、竣工式翌日から随時入居いただき、大型連休明けに被災17世帯の入居が完了いたしました。空き家となっております1室につきましても入居者応募を行い、抽せんにより入居者が決定したところでございます。また、住宅1階に併設されております訪問診療所「メド・アグリ・クリニックいといがわ」につきましても、当初の予定どおり5月1日から開業しております。

なお、被災者の生活再建も着実に進んでおり、予定されていた方がほぼ戻られる状況となっております。

最後に、林道福来口線における地すべり災害についてご報告申し上げます。

5月7日の朝、地元住民から道路崩落の第一報を受け、林道の起点から約1.6キロの地点にお

いて被災箇所を確認いたしました。地すべりの規模といたしましては、長さ約50メートル、幅30メートルにわたり滑落している状況であり、直ちに林道起点部から通行どめといたしております。今後の対応といたしましては、地すべりの移動収束を確認し、速やかな復旧に努めてまいりたいと考えております。

なお、これに伴い、今年度実施を予定いたしましたマイコミ平ツアーにつきましては、主催者である糸魚川着地観光の会と協議し、予定いたしておりました9回全てのツアーを中止いたしましたところであります。

以上、ご報告申し上げます。

議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

これで行政報告は終わりました。

#### 日程第4．所管事項調査について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第4、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中、市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原委員長。〔9番 田原 実君登壇〕

○9番（田原 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、閉会中の4月12日に根知診療所の整備について所管事項調査を行っております。また、同日に長野県大町市のごみ焼却施設北アルプスエコパークに赴き、糸魚川市の次期ごみ焼却施設について参考となる点を調査し、意見集約しておりますので、主な内容についてご報告させていただきます。

まず、根知診療所の整備については、委員より、糸魚川市全体の僻地医療における根知診療所の果たす役割について多くの質疑が出され、これに対して担当課より、医師がいない地域の住民にとって安心できる重要な医療施設である。医療、福祉、健康づくりを組み合わせる地域医療の向上に努めていきたいなどの答弁がありました。

委員より、診療所建物は坪当たり140万円くらいかかった。市から発注する建築や備品はお役所価格となっているのではないかと。民間であれば半分ぐらいでできるはずだ。最初の設計から見積もりがおかしいのではないかと。今後は適正な価格とするように気をつけてほしいとの意見が出されました。

ほかにも意見等ありましたが、地域包括ケアシステムあるいは地域包括支援センターと診療所の

関係性、診療所の機能について十分掘り下げた上で建物が計画されたのだろうか疑問だ。糸魚川市の地域医療のビジョンや根知地区での診療所のあり方が定まらないうちに計画が進み、建物ができてしまったのではないかと。今後は、僻地での医療は、医師の指導のもとに保健師あるいは看護師が出向いての診療体制を根知診療所を使ってやるのが課題となっていると集約いたしました。

次に、北アルプスエコパークを調査しての意見集約についてですが、委員より、エコパークの運営費の契約は、3年契約で1億5,000万円とし、状況を見た上で次の更新は5年契約にするか10年契約にするか考えていくという方法をとっており、既に契約を済ませた糸魚川市でも参考となるのではないかと。糸魚川市の業務委託費のうち、変動費は処理量に応じて支払うということになっている。今後の状況の変化において、契約の見直しも考えていく必要があるのではないかと。糸魚川市でもごみ減量の計画があるが、1人当たりどのぐらいという目標の数値を施設の中に明示すれば市民に対するごみ減量の働きかけとなるのではないかと。北アルプスエコパークは小規模の炉であったがために木材が焼却し切れず、厚い板材は入れていないとの説明を受けた。糸魚川市においては、いま一度、確認をして不都合のないように対応していただきたいといった意見が出されております。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査並びに市外調査についての報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第5．糸魚川市駅北大火復興対策について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第5、糸魚川市駅北大火復興対策についてを議題といたします。

糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会に付託中の本件については、調査を終了していますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

中村 実糸魚川市駅北大火復興対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

中村委員長。〔13番 中村 実君登壇〕



○13番（中村 実君）

おはようございます。

これより、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会の結審報告を行います。

当委員会は、平成29年12月市議会定例会において10人の委員により設置され、被災地の早期復興と安心でにぎわいのある住環境の整備を目指し、被災者支援策、被災地域における復興・まちづくり対策、消防防災対策強化についてを付議事件とし、延べ9回の委員会のほか、現地調査及び市外調査を行ってきました。

付議事件に対する取り組みでは、被災者・関係者説明会前後に合わせ、復興まちづくりや被災者支援に関する事項等の説明を受け、協議を行い、1点目の被災者支援については、当面の避難生活を支える健康や生活相談、義援金の配付や住宅及び事業所の再建支援などにより、被災地内での再建を希望される方のほとんどが生活再建を果たしてきました。

また、駅北復興住宅建設に対し、委員会の中で多くの議論や要望を行い、本年4月に完成を迎え、既に入居が始まり、被災地外に移られた方も含め、ほとんどの方が再建を果たされる見込みとなりました。

次に、2点目の被災地における復興・まちづくり対策では、被災者の方の理解と協力を得ながら、大型防火水槽の設置や市道の拡幅、敷地の再編事業などを短期間で進め、30年度で完了した事業も多く、復興まちづくり計画に掲げている「災害に強いまち」、「住み続けられるまち」の推進が着実に図られていると言えます。

3点目の消防防災対策強化については、被災地内でのハード整備はもとより、住民による初期消火を可能とする小口径ホースの配備や訓練車両の導入、こども消防隊の結成による防災意識啓発、被災地と同様の住宅密集地域3カ所で実施した住民参加型の地区防災プランづくりなど、大火の教訓を踏まえた消防防災対策を全市的に波及させていく取り組みも始まっております。

このように3つの付議事件に関し委員会の協議を経て、設置目的が達成されつつあると言えます。

また、今後の課題として、にぎわい創出広場の実施設計も進み、入札に向けた取り組みも行われ、運営に関しても民間事業者等との意見交換会や個別相談会の実施など、来年4月の供用開始を目指しているところであります。この施設は、新しい公共のスタイルとも言える事業であり、収益性や利用形態、将来的な負担軽減策などを考えていかなければならないなどの課題も多くあり、施設整備で終わるのではなく、目標とするまちへの回遊につながる仕組みづくりを行政や関係事業者とともに責任を持って考え、取り組む必要があると言えます。

また、にぎわいの拠点施設についても復興まちづくり市民会議でも議論され、基本構想の策定を今年度行うこととしているが、施設の必要性や機能や規模など、今後も協議する課題は多くあると言えます。

大火から2年以上経過し、当座の復旧・復興から中長期的な視点でのまちづくりに局面が移ってきたことから、当委員会に与えられた付議事件の調査を終了とし、結審するものであります。

最後に、市長を初め行政関係者と議員各位の特段のご支援に対し深く感謝を申し上げ、結審報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第6．交通対策について

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第6、交通対策についてを議題といたします。

交通対策特別委員会に付託中の本件については、調査を終了しておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

大滝 豊交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝委員長。〔14番 大滝 豊君登壇〕

○14番（大滝 豊君）

おはようございます。

交通対策特別委員会の結審報告を行います。

当委員会は、平成29年5月17日、第3回市議会臨時会で設置され、産業振興と経済発展、また救急時の災害時における交通網の強化のため、行政と同様に当市議会も長年取り組んできた「地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備の早期実現について」を初め、引き続き、交通対策に取り組むため、「一般国道8号糸魚川東バイパス間脇～梶屋敷間早期実現について」及び「市民ニーズに合った地域公共交通網の調査・対策について」の3点を付議事件として、12名の委員により10回の委員会のほか市外調査と意見交換会を実施し、調査を行ってまいりました。

1点目の高規格道路松本糸魚川連絡道路整備の早期実現については、平成29年8月に新潟県土木部を訪問し、ルート帯の案や事業化に向けた予定などの調査を行いました。

この調査の後、道路財特法による補助率等のかさ上げ措置が平成30年度以降も継続されるよう当委員会で発議し、内閣総理大臣などへ意見書を提出いたしました。調査のほかに委員会協議会を2回開催し、糸魚川地域振興局から整備の状況について説明を受け、事業促進に向けた意見交換を行いました。さらに、平成31年2月には、長野県側を視察し、大町建設事務所より説明を受け、

長野県側の整備状況についても調査を行いました。

これらの取り組みを進める中で、平成29年11月には、小滝から糸魚川インターチェンジ間のルート帯が決定されたところであり、同ルート帯のエリア内で地域高規格道路の構造要件を満たす西中バイパスの整備も着実に進んでおります。このような状況の中で、国の平成31年度予算において、初めて松本糸魚川連絡道路としての事業化が決定したところであります。

次に、2点目の一般国道8号糸魚川東バイパス間脇～梶屋敷間早期実現については、平成29年8月に高田河川国道事務所を訪問し、整備状況の調査を行ったほか、平成30年9月には委員会協議会を開催し、高田河川国道事務所から状況について説明を受け、事業促進に向けた意見交換を行いました。

これらの取り組みを進める中で、間脇～梶屋敷間については、平成29年度に道路設計に着手し、測量や地質調査が推進されている状況であります。

なお、付議事件である地域高規格道路松本糸魚川連絡道路整備、一般国道8号糸魚川東バイパス間脇～梶屋敷間を早期に実現するためには、国や県との連携が不可欠であります。行政や経済団体などでは、当委員会の意見を踏まえた要望活動を行っており、これに特別委員会の委員長として同行をしたところであります。

3点目の市民ニーズに合った地域公共交通網の調査・対策については、平成29年3月に策定された地域公共交通網形成計画に基づく再編実施計画について調査を行い、平成30年3月には、喫緊の課題である路線バスと公共的交通に係る再編計画が策定されております。

地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の一部の区間、松糸・今井道路は、今年度から国の補助事業として事業化され、新潟県が測量、調査設計に着手する予定であります。引き続き行政と連携し、一日も早い工事着工を目指すとともに、残る区間についても着実な事業推進を図る必要があります。

一般国道8号糸魚川東バイパス間脇～梶屋敷間についても事業化され、測量に着手されております。市民の期待も大きく、引き続き行政と連携し、早期実現に向けた取り組みを推進していく必要があります。

工事着工までには、相当の期間が必要となりますが、松糸・今井道路の事業化と糸魚川東バイパスの地質調査着手により、短期的には大きな進歩が図られたことから、特別委員会としての調査を終了するものとしたしました。

また、地域公共交通網の調査・対策については、本年4月から一部地域で実施しております再編された路線バスの状況を注視していく必要があります。

最後になりますが、当委員会に付託されました事件は、当市の発展にかかわる重要な項目ばかりであり、糸魚川市として今後もこれらの事業が、より一層前進するよう取り組み続けていく必要があると考えます。

以上、交通対策特別委員会のまとめとさせていただきますが、ここに改めまして、特別委員会委員各位並びに行政担当課のご協力に心より感謝申し上げます、結審の報告といたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、交通対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第7．議案第45号から同第47号まで

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第7、議案第45号から同第47号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第45号は、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、ふるさと納税制度の見直しに伴う引用字句の整理、住宅ローン控除の控除期間の延長等であります。

議案第46号は、都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、所有者不明土地に係る課税標準額の特例措置を追加するものであります。

議案第47号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、地方税法の一部改正によるものであります。主な改正点は、課税限度額と軽減基準額の変更であります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長がご説明いたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

小林市民課長。〔市民課長 小林正広君登壇〕

○市民課長（小林正広君）

おはようございます。

議案第45号、46号及び47号について、ご説明いたします。

本日、お配りいたしました市民課資料をごらんいただきたいと思ひます。

今回の専決処分は、平成31年度税制改正に関連した地方税法の一部を改正する法律が、平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴ひまして、当市の平成31年度市税等の賦課に反映させるために3月29日付で専決処分を行ったものであります。

まず、議案第45号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定であります。

主な改正点を申し上げます。

市民税関係では、ふるさと納税制度について、総務省が指定する地方団体の基準の見直しに伴ひまして条例で引用している字句を整理するものであります。

住宅ローン控除の控除期間の延長につきましては、10月に予定されております消費税率の引き上げに伴う需要変動を平準化するために、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに住宅等を取扱した場合は住宅ローン控除の控除期間を3年間延長し、合わせて13年間とするものであります。

また、地方税法における軽自動車税の税率の特例に関する規定の改正に伴ひまして、市税条例で引用している条文について整理を行うものであります。

なお、この改正によりまして、特例の対象となる車種、あるいは軽減率などの変更はございません。

固定資産税関係では、地方税法の規定で新たに追加された高規格堤防の整備により取得した建てかえ家屋における固定資産税の減額措置を受ける場合の申請の申請の手続の規定、及び引用法令の条項の変更による所要の改正を行うものであります。

施行日は、平成31年4月1日ですが、ふるさと納税制度の見直しに関する改正につきましては、令和元年6月1日からでございます。

続きまして、議案第46号の糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

主な改正点は、地方税法の規定により、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、特定所有者不明土地を利用して行う地域福利増進事業の用に供する土地等に係る課税標準額の特例措置を追加したことと、引用法令の条項の変更による所要の改正でございます。

施行日は、平成31年4月1日ですが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく課税標準の特例措置の適用につきましては、同法の施行日であります令和元年6月1日からの適用となります。

資料の裏面をお願いいたします。

議案第47号の糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、主な改正点は、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しでありまして、課税限度額の引き上げにつきましては、中間所得層の負担に配慮した見直しでありまして、基礎賦課課税額の課税限度額を58万円から61万円に3万円引き上げております。

また、軽減判定所得の見直しにつきましては、経済動向等を踏まえたものでありまして、5割軽減の基準所得を27万5,000円から28万円に5,000円引き上げ、2割軽減の基準所得を50万円から51万円に1万円引き上げ、軽減範囲を拡大するものであります。

施行日は、平成31年4月1日であります。

説明は、以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第45号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第46号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第47号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8．議案第48号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第8、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

議案第48号は、平成30年度一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告でありまして、歳入歳出それぞれ4億262万2,000円を増額いたしております。これは主に決算を見込む中で  
の所要の調整を行うものであります。

歳出は、2款総務費、基金積立金の追加であります。

次に、歳入につきましては、ふるさと糸魚川応援寄附金を特定財源とするほか、一般財源については、地方消費税交付金及び地方交付税を充当いたしました。

なお、繰越明許費の補正は第2表のとおりであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長が説明いたします。

以上であります。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大沢財政課長。〔財政課長 大沢喜昭君登壇〕

○財政課長（大沢喜昭君）

おはようございます。

では、議案第48号の説明をさせていただきます。

議案第48号は、一般会計補正予算第6号の専決処分、平成30年度一般会計予算の最終調整を行う補正でございます。

初めに、歳出から説明いたします。

予算書の12、13ページをごらんください。

2款1項3目財産管理費の26、基金積立金につきまして、財政調整基金積立金は、30年度に2億円を取り崩しましたが、一般財源の利用分を積み立て、今後の財政需要に備えるものであります。

福祉基金積立金は、毎年度の福祉事業に充当しておりますが、一般財源の利用分を積み立て、今後の福祉事業に活用するものでございます。

ふるさと糸魚川応援基金積立金は、寄附金の追加があったため基金に積み立て、今後の事業に活用したいものであります。

次に、歳入について説明いたします。

10、11ページをごらんください。

6款1項1目地方消費税交付金は、財政調整基金に積み立てる一般財源として追加するものであ

ります。

10款1項1目地方交付税は、財政調整基金と福祉基金に積み立てるための一般財源として、普通交付税と特別交付税を追加するものであります。

17款1項2目総務費寄附金は、ふるさと糸魚川応援基金に積み立てるため、ふるさと糸魚川応援寄附金を追加するものであります。

歳入の説明は、以上であります。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

繰越明許費の補正は第2表のとおりで、道路維持管理費の追加とビジネスチャレンジ支援事業など4事業の変更について、繰越明許費の補正をしたいものであります。

説明は、以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第48号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9．議案第49号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第9、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。



提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第49号は、企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分の報告でありまして、条例の有効期限を2年間延長するものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長から説明いたしますのでよろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大嶋商工観光課長。〔商工観光課長 大嶋利幸君登壇〕

○商工観光課長（大嶋利幸君）

おはようございます。

議案第49号、糸魚川市企業立地促進条例の一部を改正する条例の専決処分について、ご説明いたします。

企業立地促進条例は、市内への企業の新規立地及び市内企業の市内への投資を促進するため、当該行為に係る固定資産税の課税免除を行う奨励措置等を定めたものでございます。条例の有効期限が、平成31年3月31日となっておりますが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除等の措置の適応等を定める総務省令が、平成31年3月30日に一部改正されたことに伴い、改正後の期限に合わせ、当該条例の有効期限を2年間延長する改正を専決処分いたしましたものでございます。

説明は、以上であります。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第49号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

〈午前10時50分 休憩〉

〈午前11時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第10．議案第50号

○議長（五十嵐健一郎君）

次に、日程第10、議案第50号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡辺重雄議員の退場を求めます。

〔17番 渡辺重雄君退席〕

○議長（五十嵐健一郎君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第50号は、監査委員の選任についてでありまして、監査委員の高澤議員さんからの退任の申し出により、令和元年5月20日で解職となりましたことから、新たに渡辺重雄さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（五十嵐健一郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内としてください。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号、監査委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認め、本案については、これに同意することに決しました。

渡辺重雄議員の退場を解きます。

〔17番 渡辺重雄君着席〕

○議長（五十嵐健一郎君）

議事の都合により、ここで10分間休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

〈午前11時02分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○副議長（渡辺重雄君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議長、五十嵐健一郎議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺重雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決しました。

#### 追加日程第1．議長の辞職許可について

##### ○副議長（渡辺重雄君）

追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、五十嵐健一郎議員の退場を求めます。

〔5番 五十嵐健一郎君退席〕

##### ○副議長（渡辺重雄君）

職員に辞職願を朗読いたさせます。

議会事務局長。

##### ○議会事務局長（松木 靖君）

それでは辞職願を朗読いたします。

令和元年5月21日付。

糸魚川市議会議長、五十嵐健一郎議員から、糸魚川市議会副議長、渡辺重雄議員宛ての辞職願。

今般、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

##### ○副議長（渡辺重雄君）

ただいまの朗読のとおりであります。

お諮りいたします。

五十嵐健一郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○副議長（渡辺重雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、五十嵐健一郎議員の議長の辞職については、これを許可することに決しました。

五十嵐健一郎議員の退場を解きます。

〔5番 五十嵐健一郎君着席〕

##### ○副議長（渡辺重雄君）

ただいま議長の辞職について許可されました五十嵐健一郎議員から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

五十嵐健一郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐議員。〔5番 五十嵐健一郎君登壇〕

##### ○5番（五十嵐健一郎君）

議長退任に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

先ほど委員長報告にありました駅北大火からの復興まちづくりや次期ごみ処理施設の着工及び健

康づくりセンターの増築、また、台風などの災害復旧、圃場整備の各地区への実施や東バイパスの整備促進並びに親不知防災道路に対する要望活動などを行いました。

特に姫川港マイナス11メートル岸壁の事業化、松糸・今井道路の事業化など、皆様には2年間大変お世話になり、心より御礼申し上げます。今後、新しい令和の時代、政治とテクノロジーを絡ませたすばらしい糸魚川市並びに糸魚川市議会の発展と、令和の里糸魚川にふさわしい改革、さらに糸魚川市民の皆様、市職員、市議会議員の皆様のご健康とご多幸をお祈りし、退任のお礼の挨拶とさせていただきます。

2年間まことにありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（渡辺重雄君）

暫時休憩いたします。

〈午前11時14分 休憩〉

〈午前11時22分 開議〉

○副議長（渡辺重雄君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺重雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第2．議長選挙

○副議長（渡辺重雄君）

追加日程第2、議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（渡辺重雄君）

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（渡辺重雄君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺重雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（渡辺重雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でお願いいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

松木議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、平澤惣一郎議員、2番、東野恭行議員、3番、山本 剛議員、4番、吉川慶一議員、5番、五十嵐健一郎議員、6番、滝川正義議員、7番、佐藤 孝議員、8番、新保峰孝議員、9番、田原実議員、10番、保坂 悟議員、11番、笠原幸江議員、12番、斉木 勇議員、13番、中村実議員、14番、大滝 豊議員、15番、田中立一議員、16番、古川 昇議員、17番、渡辺重雄議員、18番、松尾徹郎議員、19番、高澤 公議員、20番、吉岡静夫議員。

以上であります。

〔投票〕

○副議長（渡辺重雄君）

投票漏れは、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺重雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（渡辺重雄君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、平澤惣一郎議員、8番、新保峰孝議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、平澤惣一郎議員、8番、新保峰孝議員 立ち会い〕

○副議長（渡辺重雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 20 票。

有効投票中、中村 実議員 11 票、松尾徹郎議員 8 票、吉岡静夫議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 5 票であります。

よって、中村 実議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村 実議員が議長におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

それでは、中村 実議員から挨拶をいただきます。

中村議員。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（渡辺重雄君）

中村議員。〔13 番 中村 実君登壇〕

○議長（中村 実君）

ただいま皆様のご理解により、議長に選ばれましたことに対し、心より深く御礼申し上げます。

議長として、先ほどの所信表明でも申し上げましたとおり、皆様の意見を聞きながら議会改革に努めていきたいと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○副議長（渡辺重雄君）

それでは中村 実議員、議長席にお着きください。

〔議長 中村 実君 議長席に着席〕

○議長（中村 実君）

議事の都合により、ここで 11 時 40 分まで 5 分間休憩といたします。

〈午前 11 時 35 分 休憩〉

〈午前 11 時 40 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長、渡辺重雄議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

副議長の辞職許可の件を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長、渡辺重雄議員の副議長の辞職許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更

して直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3. 副議長の辞職許可について

○議長（中村 実君）

追加日程第3、副議長の辞職許可についてを議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により渡辺重雄議員の退場を求めます。  
〔17番 渡辺重雄君退場〕

○議長（中村 実君）

職員に辞職願を朗読させます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

辞職願を朗読いたします。  
令和元年5月21日付。  
糸魚川市議会副議長、渡辺重雄議員から、糸魚川市議会議長、中村 実議員宛ての辞職願。  
今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。  
以上でございます。

○議長（中村 実君）

ただいま朗読のとおりであります。  
お諮りいたします。  
渡辺重雄議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。  
よって、渡辺重雄議員の副議長の辞職について、これを許可することに決しました。  
渡辺重雄議員の退場を解きます。  
〔17番 渡辺重雄君着席〕

○議長（中村 実君）

ただいま副議長の辞職について許可されました渡辺重雄議員から、発言を求められておりますので、この際、これを許します。  
渡辺重雄議員。  
〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

渡辺重雄議員。〔17番 渡辺重雄君登壇〕

○17番（渡辺重雄君）

副議長退任に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。  
一昨年の5月の臨時会で多くの皆様のご推挙をいただき、副議長の要職につかせていただきました。この2年間、議員の皆様のご協力、そして市長を初めとする理事者の皆様、さらには事務局職



員の皆様のご協力をいただき、本日まで大過なく職務を全うすることができました。改めまして感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

このところの人口減少問題を初め市議会に寄せられる期待や課題は、大きいものがあります。この経験を生かし、これからも一議員として誠心誠意、取り組んでまいりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、副議長退任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（中村 実君）

暫時休憩します。

〈午前 11 時 44 分 休憩〉

〈午前 11 時 47 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更して、直ちに副議長の選挙を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに副議長の選挙を行うことに決しました。

追加日程第4．副議長選挙

○議長（中村 実君）

日程第4、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（中村 実君）

ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（中村 実君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（中村 実君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でお願いいたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次、投票を願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

1番、平澤惣一郎議員、2番、東野恭行議員、3番、山本 剛議員、4番、吉川慶一議員、5番、五十嵐健一郎議員、6番、滝川正義議員、7番、佐藤 孝議員、8番、新保峰孝議員、9番、田原実議員、10番、保坂 悟議員、11番、笠原幸江議員、12番、斉木 勇議員、13番、中村実議員、14番、大滝 豊議員、15番、田中立一議員、16番、古川 昇議員、17番、渡辺重雄議員、18番、松尾徹郎議員、19番、高澤 公議員、20番、吉岡静夫議員。

以上でございます。

〔投票〕

○議長（中村 実君）

投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（中村 実君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、東野議員、7番、佐藤議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔2番、東野恭行議員、7番、佐藤 孝議員 立ち会い〕

○議長（中村 実君）

投票結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 20 票。

有効投票中、保坂 悟議員 19 票、吉岡静夫議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5 票であります。

よって、保坂 悟議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました保坂 悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

それでは、保坂 悟議員から挨拶をいただきます。

保坂議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

保坂議員。〔10 番 保坂 悟君登壇〕

○10 番（保坂 悟君）

ただいま副議長に選ばれましたことに身の引き締まる思いであります。皆様、議員に心より感謝を申し上げます。

これより、中村議長と呼吸を合わせて、より市民に開かれた議会を目指したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

〔拍手〕

○議長（中村 実君）

昼食時限のため、13 時まで暫時休憩いたします。

〈午前 11 時 57 分 休憩〉

〈午後 1 時 00 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

委員会構成について、少し協議をしたいと思っておりますので、13 時 20 分まで暫時休憩といたします。

〈午後 1 時 00 分 休憩〉

〈午後 1 時 18 分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第11. 常任委員会委員の選任について

○議長（中村 実君）

日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれを指名いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

総務文教常任委員会、東野恭行議員、山本 剛議員、佐藤 孝議員、保坂 悟議員、笠原幸江議員、大滝 豊議員、高澤 公議員、以上、7人であります。

続きまして、建設産業常任委員会、平澤惣一郎議員、五十嵐健一郎議員、滝川正義議員、新保峰孝議員、斉木 勇議員、田中立一議員、渡辺重雄議員、以上、7人であります。

市民厚生常任委員会、吉川慶一議員、田原 実議員、中村 実議員、松尾徹郎議員、吉岡静夫議員、以上、6人であります。

失礼いたしました。古川 昇議員であります。失礼いたしました。

○議長（中村 実君）

ただいま朗読いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午後1時20分 休憩〉

〈午後1時38分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中、各常任委員会が開会され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果について、ご報告いたします。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

正副委員長互選の結果について申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長には笠原幸江議員、同副委員長には佐藤 孝議員。

建設産業常任委員会、委員長には田中立一議員、同副委員長には滝川正義議員。

市民厚生常任委員会、委員長には吉川慶一議員、同副委員長には古川 昇議員。

以上であります。

## 日程第12．議会運営委員会委員の選任について

○議長（中村 実君）

日程第12、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

五十嵐健一郎議員、滝川正義議員、新保峰孝議員、笠原幸江議員、斉木 勇議員、古川 昇議員、高澤 公議員。

以上、7人です。

○議長（中村 実君）

ただいま朗読いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午後1時40分 休憩〉

〈午後1時57分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には高澤議員、副委員長には新保議員。

以上であります。

日程第13．発議第1号

○議長（中村 実君）

次に、日程第13、発議第1号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

発議第1号、特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど糸魚川市駅北大火復興対策特別委員長から結審報告がありましたが、引き続き、まちづくり計画について継続的に調査すべきであるとの意見が多数あり、早期に関連する特別委員会を設置したいものであります。

名称は、糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会、定数は8名。

また、付議事件につきましては、1点目として、糸魚川市駅北復興まちづくり計画について、2点目として、市民・関係団体との連携についてであります。

また、設置期間につきましては、議会の閉会中も調査を行うものとし、議会が本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとするであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（中村 実君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、特別委員会の設置についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

事務局職員に、氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

平澤惣一郎議員、東野恭行議員、吉川慶一議員、滝川正義議員、新保峰孝議員、田原 実議員、保坂 悟議員、古川 昇議員。

以上、8人でございます。

○議長（中村 実君）

ただいま朗読いたしました議員を、糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会委員に選任いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

〈午後2時00分 休憩〉

〈午後2時10分 開議〉

○議長（中村 実君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま糸魚川市駅北復興まちづくり調査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

委員長には田原議員、副委員長には東野議員であります。

日程第14．閉会中の継続調査について

○議長（中村 実君）

日程第14、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

ここで、議長の交代等に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5．議席の一部変更について

○議長（中村 実君）

追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

これより、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

変更後の議席番号及び議員氏名を朗読いたします。

5番、中村 実議員、13番、高澤 公議員、19番、五十嵐健一郎議員。

以上であります。

○議長（中村 実君）

お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 実君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することと決しました。

なお、移動につきましては、次回の会議からといたします。

次に、市長からの委嘱または任命される各種委員について、それぞれ決定を見ておりますので、ご報告いたします。



職員に氏名を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（松木 靖君）

それでは、お名前を申し上げます。

糸魚川市都市計画審議会委員に、田中立一議員及び滝川正義議員。糸魚川市青少年問題協議会委員に、笠原幸江議員。糸魚川市土地開発公社理事に、中村 実議員及び笠原幸江議員。糸魚川市社会福祉協議会理事に、吉川慶一議員。

以上のお通りであります。

○議長（中村 実君）

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

これもちまして、令和元年第2回糸魚川市議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後2時14分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

前 議 長

前 副 議 長

議 長

議 員

議 員